

ワイズ・ペイメンツ・ジャパン株式会社との当座預金取引の開始に関する件（10月21日）

本委員会は、令和7年10月21日、下記1.および2.を条件に、ワイズ・ペイメンツ・ジャパン株式会社との間の当座預金取引を開始することを決定した。

記

1. ワイズ・ペイメンツ・ジャパン株式会社との間で、日本銀行法第44条に定める考査に関する契約に準ずる内容の調査に関する契約を締結すること。
2. ワイズ・ペイメンツ・ジャパン株式会社との間で、当座預金取引の目的および当座預金残高の滞留にかかる制限の遵守を内容とする特約を締結すること。